

業 務 仕 様 書

1 業務の名称

新たな NPO 情報発信力向上セミナー実施業務

2 目的

SNS 等インターネットを活用した新たな情報発信の手法を身に付け、若年層を始め様々な世代へのアプローチ力や「コロナの時代」に対応した発信力を身に付ける。

3 委託期間

契約締結の日の翌日から令和4年3月1日まで

4 委託業務の内容

(1) 業務スケジュール

時 期	内 容	
7月～9月	セミナーの実施 ・事前協議 ・セミナー開催 (合計2回以上)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「コロナの時代」に対応した発信力 若年層を始め様々な世代へのアプローチ力の強化を図る研修 ● 中間支援拠点の強化 市民活動センター等地域の支援拠点の ICT を活用した支援力強化を図る研修 ● 県民活動団体の人材育成・活動基盤の強化 ファンドレイズ、ビジョン構築等、自立的県民活動に寄与するマネジメント研修
10月～2月	伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT を活用した情報共有及び事業のブラッシュアップ ● 研修参加者及び若年層間での意見交換

(2) 業務内容

セミナーの企画・実施について

- ・ 講師、会場の手配等 (2回以上開催)
- ・ 実施のPR、受講者の募集
- ・ 受講者へのアンケート調査の実施
- ・ 受講者からの報告等により、実績及び評価等を取りまとめ報告

学生を主体とした情報共有会への協力について

- ・ 関係者 (市民活動支援センターインターン生や県民活動アンバサダー関係者等) への情報共有会開催の案内

※学生を主体とした情報共有会の開催について

日時：令和3年8月～9月 (予定)

概要： インターンや県民活動アンバサダーに参加する学生等、ボランティア活動に興味のある学生を主体とした情報共有会を開催

5 委託条件

(1) 実施体制等

受託者は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。

(2) 実施計画書

受託者は、契約後速やかに実施方法を取りまとめた業務実施計画書（任意様式）を作成し、県の了解を得ること。

(3) 委託料の支払等

- ① 業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。
- ② 受託者は、委託料の5割（10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を超えない範囲で前払金を請求することができる。

(4) 秘密の保持

業務の履行に関して知り得た相手方固有の秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 個人情報の保護

業務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を順守すること。

(6) 著作権

業務で得た成果品及び著作権については、県に帰属するものとする。

(7) 業務の再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託することはできない。ただし、知事が適当と認めた場合は、この限りではない。

(8) その他

- ① 業務において県が必要と認め、指示した事項については、受託者は、その指示に従うこと。
- ② 仕様書に定めがない事項は、県と受託者において協議の上、決定する。